

認可外保育施設の利用料を補助します

子育て世帯が、各家庭の子育ての特性により多様な保育施設を利用しやすい環境を支援するため、保護者、子ども、認可外保育施設のそれぞれが、次の全ての要件を満たす場合、利用料を補助します。

【保護者】

- 伊賀市に住民登録があること。
- 支給認定（保育の必要性の認定）を受けていること。
- ※認定期間外は補助対象外
- 子どもの通園する認可外保育施設と、月を単位とする利用契約を締結していること。
- 市税に滞納がないこと。

【子ども】

- 保護者に現に扶養（生計を同一にしている）されており、かつ保護者に現に扶養されている兄または姉が2人以上いる（第3子以降のお子さんである）こと。
- 満2歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない児童であること。
- 補助を申請する期間について、子育てのための施設等利用給付（幼児教育・保育の無償化）を受けていないこと。

（償化）を受けていないこと。
○通園する認可外保育施設が企業主導型保育施設の場合は、住民税非課税世帯ではないこと。

【認可外保育施設】

- 児童福祉法第59条の2第1項の規定による設置の届出またはこれに準じる届出を行った認可外保育施設であること。
- 施設の所在地（市外でも可）や法人立・個人立などは問いませんが、子どもの通園する認可外保育施設が対象が不明の場合は、お問い合わせください。

【補助額】

令和4年度中に保護者が子どもの通園する認可外保育施設に月々支払った利用料（保育料・給食費《おやつ代含む》）の額について、1カ月当たり4万2000円を上限に補助します。（1カ月の利用料の額が4万2000円に満たない場合はその利用料額。4万2000円を超える場合は4万2000円）なお、この補助金以外に利用料に係る補助を受けている場合は、その額を差し引いて交付します。申請方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください。



【問い合わせ】 保育幼稚園課 ☎ 22-9655 FAX 22-9646 ✉ hoyou@city.iga.lg.jp

「病児保育室」をご利用ください

児童が病気中または病気の回復期にあり、保護者の勤務などの都合により家庭で保育できないときに、一時的にお預かりする「ゆめこどもクリニック伊賀病児保育室」を設置しています。

【対象者】

- 次のすべての条件を満たしていること
- 市内在住・在勤または伊賀城和定住自立圏域に居住する人の子ども
- 小学校、保育所（園）、幼稚園などに通う生後6カ月以上の児童

【利用できる病気の範囲】

- 風邪・感染性胃腸炎などの日常的にかかる病気
- インフルエンザ、水ぼうそう、おたふく風邪などの感染症（新型コロナウイルス感染症や濃厚接触者に指定された人は利用できません。）
- 気管支ぜんそくなどの慢性疾患
- その他医師が利用可能と判断した病気



- 【利用方法】
- ① 当日、電話で空き状況を確認する。（受付：午前8時～）
- ② ゆめこどもクリニック伊賀で診察を受ける。（受付：午前8時45分～）
- ③ 申請書・保護者連絡票を提出する。

※申請書などは病児保育室にあるほか、市ホームページからダウンロードできます。

【開室日時】

- 月～水曜日、金曜日：午前9時～午後6時
- 土曜日：午前9時～午後5時
- ※木・日曜日、祝日、8月13日～16日、12月29日～1月3日、その他小児科の休診日は利用できません。

【利用料金（1日）】

- 所得税課税世帯：10000円
- 市民税課税世帯：5000円
- 市民税非課税世帯：無料
- ※伊賀城和定住自立圏域に居住者の利用料金は市内在住者と同じ。
- 市外在住者：10000円

【予約先】

ゆめこどもクリニック伊賀病児保育室
（小田町258-2）
☎ 24-7605



【問い合わせ】 こども未来課 ☎ 22-9677 FAX 22-9646 ✉ kodomo@city.iga.lg.jp

子育てをサポートしませんか

ファミリー・サポート・センターは、子育てのお手伝いをしてほしい人（依頼会員）に、子育てのお手伝いができる人（提供会員）を紹介し、お互いの信頼と理解の上で一時的に子どもを預かる会員組織（有償ボランティア）です。提供会員として一時的なお子さんの預かりや保育所・幼稚園の送迎など、子育てをサポートしてみませんか。

◆ファミリー・サポート・センター提供会員養成講座

【と き】

- 第1回 6月10日（金） 午前10時～午後3時
- 第2回 6月18日（土） 午前10時～午後3時
- 第3回 6月24日（金） 午前10時～午後4時
- 第4回 7月2日（土） 午前10時～午後3時
- 第5回 7月8日（金） 午前9時～午後3時
- 第6回 7月15日（金） 午後1時～4時

【会場】

ハイムア伊賀 4階

市内在住の20歳以上の人



- ※提供会員として登録できるのは、指定の講座を受講し認定された人です。（一部の講座のみの受講もできます。）
- ※保育士・看護師・栄養士などの免許をお持ちの人は、講習の一部が免除されます。
- 【料 金】 テキスト代 2000円
- 【定 員】 20人程度
- 【申込方法】 電話、来庁
- 【申込期限】 6月8日（水）
- ※講座内容など、詳しくは市ホームページをご覧ください。



【申込先・問い合わせ】 伊賀市ファミリー・サポート・センター ☎ 26-7830 FAX 22-9666

児童扶養手当・特別児童扶養手当

◆手当の月額が変わりました
法律の改正により、児童扶養手当と特別児童扶養手当が4月分以降、月額0.2%引き下げられました。

◆児童扶養手当

【対象者】

- 次のいずれかの条件に当てはまり、18歳の誕生日から最初の3月31日を迎えていない子を扶養している父か母、またはその子を養育している人
- 父母が離婚した子
- 父か母が死亡した子
- 父か母が重度の障がい（国民年金の障害等級1級程度）にある子
- 父か母の生死が明らかでない子
- 父か母から引き続き1年以上遺棄されている子
- 父か母が裁判所からのDV保護命令を受けた子
- 父か母が引き続き1年以上拘禁されている子
- 母が婚姻せずに生まれた子
- 父母とも不明である子
- 子の身体または精神に中程度以上の障がいがある場合は、手続きにより20歳未満まで手当が受けられます。



◆特別児童扶養手当

【対象者】

- 身体や精神に障がいのある20歳未満の子を養育している父か母、または父母にかわって子を養育している人
- 〈特別児童扶養手当1級〉
- 身体障害者手帳の判定がおおむね1.2級程度（内部的疾患を含む。）に該当するとき
- 療育手帳の判定が最重度、重度程度の知的障がい・精神障がいであるとき
- 〈特別児童扶養手当2級〉
- 身体障害者手帳の判定がおおむね3級程度（内部的疾患を含む。）に該当するとき
- 療育手帳の判定が中程度程度の知的障がい、同程度の精神障がいであるとき
- ※手当を受ける人、または扶養義務者の前年の所得が限度額を超えるると手当が支給停止となります。
- ※児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給するには申請が必要です。



【申請先・問い合わせ】 こども未来課 ☎ 22-9677 FAX 22-9646 ✉ kodomo@city.iga.lg.jp